

「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」の一部改訂案に対して寄せられたご意見と、ご意見に対する考え方

意見募集期間:平成 27 年 6 月 9 日～平成 27 年 6 月 30 日

意見提出者数:法人 1 者

寄せられたご意見とそれに対する考え方(案)

ページ番号と項目	ご意見	ご意見に対する考え方
<p>P.3 注記 4 なお、発信者情報開示請求の準備に時間を要する等やむを得ない事情があるため、プロバイダ等に対し発信者情報を消去しないよう保全要請をする場合は、保全を必要とする発信者情報を特定する情報及び当該やむを得ない事情を記載した書面、本人性を確認できる資料及び特定電気通信による情報の流通によって自己の権利が侵害されていることを証する資料(その時点で添付可能な資料)をプロバイダ等に提出して要請するものとする。</p>	<p>「やむを得ない事情」の例示として「発信者情報開示請求の準備に時間を要する」場合が挙げられていますが、保全要請に十分な資料があれば、訴訟外の開示請求手続は殆ど時間をかけずに行うことが可能と思われます。</p> <p>したがって、「発信者情報開示請求の準備」というのは、訴訟外の手続も含む発信者情報開示請求一般の準備を想定したものではなく、くまでも訴訟上の発信者情報開示請求の準備を想定しているものと理解しております。</p> <p>注5に記載のとおり、やむを得ない事情を記載した書面により発信者情報を保全することが合理的であるか否かをプロバイダ等が判断する必要があるところ、かかる判断を容易にする観点からも、上記の点を明確にすべく、「やむを得ない事情」の例としては、「<u>発信者情報開示請求訴訟提起の準備に時間を要する等</u>」と具体的に記載いただくことを要望します。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>本ガイドラインでは、訴訟外で開示できる要件と手続きについて明確にしております。したがって、「やむを得ない事情」が合理的かどうかは、訴訟上のみに必要な準備に時間を要する場合には限らず、本ガイドラインによる開示請求に必要な準備に時間を要する場合も含まれます。</p>

以上